

浜田市告示第 95 号

浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）第 18 条、第 18 条の 6 の 6、第 18 条の 11、第 18 条の 16、第 22 条及び第 22 条の 3 の規定に基づき、令和 8 年度の国民健康保険料率及び保険料額から控除する額を次のとおり定め、令和 8 年 4 月 1 日から適用するので告示します。

令和 8 年 5 月 29 日

浜田市長 三 浦 大 紀

1 医療給付費分（基礎賦課分）

	保険料率 保険料額	保険料額から控除する額		
		2割軽減世帯	5割軽減世帯	7割軽減世帯
所得割率	8.22%			
被保険者均等割額	27,800円	5,560円	13,900円	19,460円
（未就学児）	13,900円	2,780円	6,950円	9,730円
世帯別平等割額	17,000円	3,400円	8,500円	11,900円
（特定世帯）	8,500円	1,700円	4,250円	5,950円
（特定継続世帯）	12,750円	2,550円	6,375円	8,925円

2 後期高齢者支援金分

	保険料率 保険料額	保険料額から控除する額		
		2割軽減世帯	5割軽減世帯	7割軽減世帯
所得割率	3.02%			
被保険者均等割額	11,000円	2,200円	5,500円	7,700円
（未就学児）	5,500円	1,100円	2,750円	3,850円
世帯別平等割額	6,200円	1,240円	3,100円	4,340円
（特定世帯）	3,100円	620円	1,550円	2,170円
（特定継続世帯）	4,650円	930円	2,325円	3,255円

3 介護納付金分

	保険料率 保険料額	保険料額から控除する額		
		2割軽減世帯	5割軽減世帯	7割軽減世帯
所得割率	2.90%			
被保険者均等割額	13,000円	2,600円	6,500円	9,100円
（未就学児）				
世帯別平等割額	5,600円	1,120円	2,800円	3,920円
（特定世帯）				
（特定継続世帯）				

4 子ども・子育て支援納付金分

	保険料率 保険料額	保険料額から控除する額		
		2割軽減世帯	5割軽減世帯	7割軽減世帯
所得割率	0.30%			
被保険者均等割額	1,040円	208円	520円	728円
（未就学児）				
世帯別平等割額	800円	160円	400円	560円
（特定世帯）	400円	80円	200円	280円
（特定継続世帯）	600円	120円	300円	420円